

## 介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定について(令和元年10月)

国の「地域支援事業実施要綱」の一部が改正され、国が定める総合事業の単価が改定されたことに伴い、広域連合では以下の通り取り扱います。

### 1 改定の内容

#### (1) 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス

区分		改定前	改定後
訪問型サービス(独自) (1月当たり)	週1回程度	1,168単位	1,172単位
	週2回程度	2,335単位	2,342単位
	週2回を超える程度	3,704単位	3,715単位
通所型サービス(独自) (1月当たり)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,655単位
	事業対象者・要支援2	3,377単位	3,393単位

※このほか、介護職員等特定処遇改善加算も創設されます。(加算率は訪問介護・通所介護と同じ)

#### (2) 訪問型サービスA、通所型サービスA

区分	改定前	改定後
訪問型サービスA(1月当たり)	818単位	820単位
通所型サービスA(1月当たり)	1,153単位	1,159単位

※介護職員等特定処遇改善加算の創設はありません。

#### (3) 介護予防ケアマネジメント

区分	改定前	改定後
介護予防ケアマネジメント	430単位	431単位

### 2 その他

- ・上記以外の加算については、すべて変更はありません。
- ・詳細は、改正後の「地域支援事業実施要項」の該当部分を確認してください。
- ・サービスコードについては、サービスコード表を確認してください。
- ・請求用の総合事業単位数表マスタについては、10月中にホームページに掲載予定です。

### 3 改定日

2019年(令和元年)10月1日

### 4 変更届等

- ・今回の単価改定に伴う変更部分について、変更届を提出していただく必要はありません。
- ・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、各指定権者に対して改善計画書の提出が必要となります。
- ・今回の改定に伴う重要事項説明書の取扱いについては、介護報酬の改定により変更される重要事項説明書の取扱いに準じます。詳細は、2019年9月5日掲載の新着情報「令和元年度10月1日の消費税増税に伴い介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱い」についてを確認してください。